

令和元年6月25日現在

機関番号：32412

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16766

研究課題名(和文)日本古代漢文学史における文章経国思想の研究

研究課題名(英文)The Chinese Literary Criticism for Ordering the State in Japanese Literature from the 8th to the 9th Centuries

研究代表者

木下 綾子(KINOSHITA, Ayako)

聖学院大学・人文学部・准教授

研究者番号：90530064

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：中国・初唐の太宗皇帝に関連する資料と平安時代の8・9世紀の漢詩文や漢詩文集の序文、天皇の詔勅、皇太子に対する教導書などを読解、比較検討することを通じて、100年以上にわたって太宗の文治政策や文学観、政治観の影響が見られることや、従来、9世紀初期に盛り上がり、中期には衰退したと見なされてきた「文章経国思想」は担い手が天皇から摂関家に交代したのみであり、9世紀後期においても続くことを解明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本古代漢文学史上の重要課題である「文章経国思想」は、9世紀初頭の嵯峨朝、中期の清和朝、後期の宇多朝・醍醐朝それぞれにおいて中国・初唐の太宗皇帝の「貞観の治」に伴って示された文学観・政治観を受容した結果、あらわれたものであり、「貞観の治」受容の展開はすなわち「文章経国思想」の展開であると解明したことで、日本文学史に新たな視座を提供した。

研究成果の概要(英文)：The following was clarified by comparing these, materials relating to the Tang Tai-tsung, Chinese Emperor and the classical Chinese literary (kanbun), history books, political documents in the 8th to 9th centuries of Japan. It can see the the influence of the Tang Tai-tsung's literary and political views can be seen for over 100 years, and in the past the literary criticism for ordering the state was considered to have risen in the early 9th century and to decline in the middle, but only the leader is changed from the Emperor to the Fujiwara regent family, and continued in the late 9th century.

研究分野：人文学

キーワード：日中比較文学 日本古代漢文学史 文章経国思想 貞観の治

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

先行研究において、9世紀初頭の嵯峨朝(809-823)における文治政策は、中国の六朝、魏の文帝(曹丕)(在位220-226)や初唐の太宗の文学観・政治観を規範とした「文章経国思想」のもと推進され、9世紀中期の清和朝(858-876)には無効化したと論じられてきた(文献)。

しかし、近年、日本史学の立場から、清和朝は「貞観」という年号に示されるとおり、太宗の「貞観の治」に倣い、摂政の藤原良房・基経父子によって文治政策が進められたとの指摘がなされた(文献)。

本研究者は太宗の著作が嵯峨朝のほか、9世紀後期の宇多朝の政治書にも影響を及ぼしていることから、「貞観の治」をひとつの視座として、嵯峨朝、清和朝、宇多朝の三朝を同じ俎上に乗せ、通史的に考察することが可能であるという着想を得て、予備調査(文献)や、研究活動スタート支援「九世紀漢文学史における「貞観の治」と文章経国思想」(課題番号:22820065)において基礎的な構造を把握した。

引用文献

- 小島憲之、国風暗黒時代の文学中(上)巻、塙書房、1973
後藤昭雄、文人相軽、平安朝漢文学論考補訂版、勉誠出版、2005、初出1973
藤原克己、文章経国思想から詩言志へ、勅撰三集と菅原道真、菅原道真と平安朝漢文学、東京大学出版会、2001
川尻秋生、揺れ動く貴族社会、全集日本の歴史4巻、小学館、2008
木下綾子、嵯峨朝における文章経国思想と「貞観の治」受容、明治大学文学部・文学研究科学術研究発表会論集、2008年度、2009、pp.19-25

2. 研究の目的

太宗の「貞観の治」にまつわる言説が、9世紀の嵯峨朝・清和朝・宇多朝のそれぞれにおいて語句と思想の側面からいかに受容されているかを解明し、それらを通史的に比較検討する。以上の調査・考察によって、これまで研究の立ち遅れてきた清和朝の漢文学について、太宗の「貞観の治」との類似点を解明することで文治政策の点から評価ができる。具体的には、従来は文章経国思想は清和朝において無効化されたと捉えられてきたが、本研究により当時の意識においては嵯峨朝以上の文運隆盛をまねく意図のあったことが証明できる。また、比較的研究が進んでいる嵯峨朝・宇多朝の漢文学と政治体制との関連や、「文章経国思想」の展開については新たな見解を提示することができる。

最終的な目標としては、日本古代漢文学史上の重要課題である「文章経国思想」の実態を解明し、日本文学史に新たな視座を提供したい。

3. 研究の方法

太宗の「貞観の治」関連のテキストを読解し、文治政策の実態や理念を示す語句や文章を析出する。それらと共通、あるいは相違する記述を嵯峨朝・清和朝・宇多朝および前後の時代のテキストから析出する。以上の語句や文章について典拠・用例の調査を行い、内容や文脈の理解を深める。これらのデータを文学作品・史書・政治文書の各分野、および、同時代・後世というそれぞれの属性を考慮しながら比較検討、考察し、3時代の「文章経国思想」における「貞観の治」の受容相を捉える。その受容相の各時代における変化を捉え、考察することによって9世紀漢文学史を構築する。

使用テキストは以下のとおりである。

(1)太宗の「貞観の治」関連テキスト

- [] 同時代に太宗自らが編纂した、あるいは関わったもの
文学作品:『翰林学士集』、『文館詞林』
史書:『五国史』、『晋書』、『梁書』、『陳書』、『周書』、『隋書』
政治書:『帝王学等の政治理念』、『帝範』
[II] 後世の人々が太宗を描いたもの
史書:『旧唐書』、『太宗紀』、『新唐書』、『太宗紀』、『資治通鑑』巻192-198
政治書:『太宗と臣下の政治についての問答』、『貞観政要』

(2)嵯峨朝・清和朝・宇多朝のテキスト

- [] 嵯峨朝とその前後
文学作品:『勅撰漢詩文集』、『凌雲集』、『文華秀麗集』、『経国集』
『新撰姓氏録』(氏族志)
[II] 清和朝とその前後
文学作品:『島田忠臣』、『田氏家集』、『都良香』、『都氏文集』、『菅原道真』、『菅家文草』(巻1・2)、アンソロジー『本朝文粹』におさめられた該当作品
史書:『正史』、『続日本後紀』、『文徳天皇実録』、『日本三代実録』
法典:『貞観格』、『貞観式』
[III] 宇多朝とその前後

文学作品：『菅家文草』（巻4以降）、『本朝文粹』（一部）
史書：宇多天皇の日記『寛平御記（宇多宸記）』
政治書：宇多天皇による皇太子（醍醐天皇）教導書『寛平御遺誡』

4. 研究成果

(1)太宗の「貞観の治」関連テキストを読解し、文治政策の実態や理念を示す語句や文章を析出した。それらと共通、あるいは相違する記述を先行研究や新たな資料、およびデータベースCD-ROMを援用しながら、嵯峨朝・清和朝・宇多朝、および前後の時代の文学作品、歴史書、政治文書から析出した（「主な発表論文等」学会発表）。

(2)(1)の結果、嵯峨朝・清和朝・宇多朝の資料において太宗の名や著作名、事績に関する記述は確認できたものの、当初想定したような語句上、表現上の関連は捉えづらく、文人官僚たちへの知的・思想的な影響までは証明できないという予測が立ち、作業をいったん中断した。しかし、研究会「渤海使関係文筆資料研究会」において、8世紀中期、奈良時代後期の日本から渤海国王に宛てて作成、発信された外交文書の典拠や用例を詳細に検討し、同分野だけでなく隣接分野をも含めた複数の研究者と議論したことで、本研究に有効な新たな視点を得た（「主な発表論文等」雑誌論文）。新たな概念規定や時代設定、分野、調査資料、工具書などにより、研究の方向転換を行った。

(3)8世紀中期と9世紀初頭の渤海外交文書を比較しつつ調査検討することにより、8世紀中期の文人官僚は中国の同時代である初唐の官製文書を撰取、使用している一方、9世紀初期の文人官僚の方がかえって前時代の中国・六朝の官製文書に倣っているという、典拠の時代順における逆転現象を見出すことができた（「主な発表論文等」学会発表）。また、この9世紀初期が「文章経国思想」の最盛期であることと、唐という大帝国を中心とする中華文化圏において日本と渤海がともに漢詩文制作を非常に重んじること、日本が渤海に対して外交文書の上で帝国と朝貢国として振舞うことを考えあわせて、「文章経国思想」は唐と日本のみでなく渤海にも共有されているのではないかと、という新たな視点を得ることができた。

(4)9世紀中期と後期においてそれぞれ異なる立場で「文章経国思想」の理論形成や推進に関わった文人、菅原道真（845-903）の漢詩文が後世においていかに受容されたかを考察した。

具体的には、『和漢朗詠集』という平安中期に編まれ、鎌倉・室町期からは幼学書と見なされることで膨大な量の写本・版本が作られてきた詞華集において、菅原道真の所収作品がいかなる本文、および配列の異同をもつのか検討した。その結果、道真やその子孫たちの作品や学問、人物像が後代、『和漢朗詠集』の本文の広がり、注釈の広がりのおかげでどのように捉えられ、また形成されていったのかを考察した（「主な発表論文等」学会発表）。

(5)(4)の続編として、『和漢朗詠集』の本文系統のうち最も分岐が早く、かつ全写本の根本に位置する、粘葉本系統と関戸本系統という2大系統において、菅原道真の所収詩句のひとつがその分岐点に存在すると想定できることを指摘した。そして、道真の詩句と次の詩句が両本文系統において入換え可能だと捉えられていたこと、また、多くの佳句や和歌に付けられた作者注記が従来言われているように最初期から存在していたわけではなく、途中段階から書き加えられ、変化していったと推定できることを新たに指摘した（「主な発表論文等」学会発表）。

(6)(5)の研究の過程で、勅撰和歌集や後代において勅撰と考えられていた和歌集の書写・収集・研究活動に触れることで、天皇および撰閲家の「文章経国思想」推進を漢詩文のみならず和歌からも考察し、相対化する必要があるという着想を得た。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

木下綾子、『続日本紀』天平勝宝五年六月丁丑条所載「孝謙天皇璽書」(渤海使関係文筆資料注釈稿) 早稲田大学日本古典籍研究所年報、査読無、10号、2017年、pp.88-101

〔学会発表〕(計4件)

木下綾子、『和漢朗詠集』における菅原道真の詩と本文系統、明治大学古代学研究所国際学術研究会「交響する古代」(主催：文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「日本古代学研究所の世界的拠点形成」)(国際学会)、2019年

木下綾子、『日本後紀』弘仁二年(八一)正月丁巳(二十二日)条所載嵯峨天皇慰勞詔書、渤海使関係文筆資料研究会(早稲田大学日本古典籍研究所)、2018年

木下綾子、『和漢朗詠集』における『菅家文草』『菅家後集』の受容、無窮会東洋文化談話会研究大会・平成29年度研究発表、2017年

木下綾子、日本における「貞観の治」受容と文章経国思想、聖学院大学総合研究所「2016 第1回グローバルゼーションと日本文化研究会」、2017年

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

該当なし

6. 研究組織

(1)研究分担者

該当なし

(2)研究協力者

該当なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。